

2013年5月10日

株式会社日本レジストリサービス

JPドメイン名諮問委員会の答申 JPRS-ADVRPT-2012001 への対応

2013年3月21日にJPドメイン名諮問委員会より、レジストリが収集する登録情報及びWHOISでの登録者名表示のあり方に関する答申がなされました。

この答申を受け、当社において検討を行い、答申書記載の事項について、下記の通り対応を進めます。

記

1. レジストリがドメイン名登録者に関する正しい情報を収集する仕組みを堅持すべきかについて

答申に従い、引き続き、JPドメイン名においては、レジストリが登録情報を一元的に管理し、エスクローを有効に機能させるためにも、現在のthickレジストリモデルを維持し、レジストリであるJPRSがドメイン名の正しい登録情報を収集する仕組みを堅持します。

2. 登録者名をWHOISで非表示にすることの是非について

答申に従い、これまで通り、WHOISで登録者名を公開することを原則としながらも、登録者からレジストリに提供されるドメイン名の登録情報の正確性向上に向け、WHOISでの登録者名の非表示を選択可能にするための具体的な検討を進めます。

3. 登録者名をWHOISで非表示にする場合の条件について

答申に従い、WHOISで登録者名を非表示にする際に条件を設ける場合には、「正しい情報の登録を促進する」という本来目的から外れることのないよう、慎重に検討を進めます。

4. 登録者名をWHOISで非表示にする手続きが乱用されないための措置の必要性

について

答申に従い、WHOISで登録者名を非表示にするための手続きを提供するにあたっては、登録者に対して、WHOISで登録者名を非表示にすることの意味や影響に関する注意喚起や正しい情報を登録することの必要性に関する説明を行います。その上で、非表示を希望する登録者のみが非表示にできるような手順や方式を導入する方向で具体的な検討を進めます。

5. WHOISで非表示とした登録者名を開示する仕組みの必要性について

答申に従い、登録情報の公開・開示の目的を達成するために、WHOISで登録者名を非表示にした場合でも、従来通り、開示請求手続で登録者名を開示します。

以上

参考 URL

諮問書「レジストリが収集する登録情報及び WHOIS での登録者名表示のあり方について」

(JPRS-ADV-2012001.pdf 85.1 KB 3 ページ 2012.09.10)

<http://jprs.jp/advisory/pdf/JPRS-ADV-2012001.pdf>

諮問書 JPRS-ADV-2012001 の諮問事項に関する答申

(JPRS-ADVRPT-2012001.pdf 110.7 KB 6 ページ 2013.03.21)

<http://jprs.jp/advisory/pdf/JPRS-ADVRPT-2012001.pdf>